

【資料②】

<株式会社新菱の届出資料に関する同社と委員会のやりとりの経緯>

○2023年5月19日、評価委員会は株式会社新菱の届出資料について別紙①の評価結果をまとめて、委員長名で評価結果を株式会社新菱に送付した。

○同5月29日、株式会社新菱担当者の求めにより委員長が面談し、委員会の意図は製品にクレームを付けることではなく届出資料の改善を求めることであり、指摘について疑問があればお答えする旨を説明し、回答を求めた。担当者は持ち帰って検討するとのことだった。

○同6月9日、株式会社新菱から別紙②のとおり回答があった。そこには「当社は自らの判断において本論文に依拠して本製品を機能性表示食品として届け出て、そのリスクと責任において適法に本製品を販売しているものです。当社は、一般に、法的手続に基づかない当社の製品に関するクレームについては個別に回答しない方針を取っております。」と記載されていた。

○同6月14日、評価委員会は「製品に関するクレーム」を行ったのではなく、株式会社新菱が「自らの判断において依拠した」とする論文に問題があると指摘したのだが、回答はこの点を誤解しただけでなく、問題がある論文に依拠したことについての問題意識は見られないと判断し、株式会社新菱にその旨を伝えて、再度の回答を求めることとした。

○同7月6日、株式会社新菱・総務（法務）部から6月9日付の回答が最終回答である旨の連絡があった。

以上の経緯から、委員会は評価結果と回答を公開するとともに、消費者庁に疑義情報を提出することとした。

機能性表示食品「届出論文」評価委員会
委員長 唐木 英明